

青森県報

第四千二百五十二号

平成二十九年
一月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

公印の調製及び廃止	……………	(総務学事課)	…
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退	……………	(保健衛生課)	…
難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定	……………	(同)	…
難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定	……………	(同)	…
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出	……………	(同)	…
青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金の収納事務の委託	……………	(こどもみらい課)	…
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	……………	(障害福祉課)	…
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出	……………	(同)	…
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退	……………	(同)	…
漁業の許可等の申請期間	……………	(水産振興課)	…
公 告	……………	(北地域民局)	…
建設業者の許可の取消し	……………	(同)	…

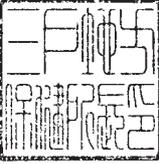
告 示

青森県告示第三十号

平成二十八年十二月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成二十九年一月一日同表の下欄に掲げる公印を調製したので、青森県文書取扱規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号)第十一条の規定により告示する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

公印の名称及び印影	公印の名称及び印影
八戸保健所長印	三戸地方保健所長印
	

青森県告示第三十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
いちい薬局十和田店	十和田市大字二本木字北平一〇の一	平成二九・一・二四

グリーン調剤薬局	五所川原市宇一ツ谷五四九の一五	二六・三・二〇
中野脳神経外科クリニック	青森市大字石江字高間一〇五の三	二六・三・三三
ヘルシークラブアベイ	青森市長島一丁目六の六クロスタワー ア・ベイ二階	"

青森県告示第三十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
いちい薬局十和田店	十和田市大字三本木字北平一〇〇の三三三	平成二六・三・二五
うとう調剤薬局奥野店	青森市奥野二丁目一〇の六	二六・三・二六
中野脳神経外科クリニック	青森市大字石江字高間一〇五の三	二六・一・一
ヘルシークラブアベイ	青森市長島一丁目六の六クロスタワー ア・ベイ一階	"
ふくろう薬局	弘前市大字代官町六五の二	二六・一・二〇

青森県告示第三十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定

により公表する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

難病指定	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関		担当する診療科名	年 指 月 日 定
		名 称	所 在 地		
難病指定	近江 洋嗣	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	整形外科	平成二六・一・二五
難病指定	井上 亮	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	整形外科	二六・一・二〇

青森県告示第三十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	主として指定難病の診断を行う医療機関		担当する診療科名	年 指 月 日 更
			名 称	所 在 地		
難病指定医	難病指定医	区分	氏 名			
清野 祐輔	清野 祐輔	氏 名	弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	内科	平成二六・一・二四
弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	氏 名	弘前市立病院	弘前市大字大町三丁目八の一	神経内科	平成二六・一・二四

青森県告示第三十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、ニッテレ債権回収株式会社に対し、平成二十八年十二月九日から平成二十九年三月三十一日までの間における青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	みちのく調剤薬局	所 在 地	五所川原市大字姥沼字船橋二四五の二	指 定 日	平成 二九・一・一
たものき訪問看護事業所	八戸市大字田面木字堤下九の四一〇六号室			"	

青森県告示第三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	リヴ調剤薬局なみおか店	青森市浪岡大字女鹿沢字平野二一七の二九	平成 二九・一・一
変更後	どんぐり薬局なみおか		
変更前	リヴ調剤薬局青柳店	青森市青柳二丁目四の八	二九・一・一五
変更後	青柳薬局		
変更前	ヘルシークラブアベイ	青森市長島一丁目六の六 クrostタワーア・ベイ二階	二九・一・一
変更後	クrostタワーア・ベイ一階	青森市長島一丁目六の六	

青森県告示第三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	あおぞら薬局	所 在 地	青森市富田一丁目一三の一七	指 定 辞 退 日	平成 二九・一・一五
-----	--------	-------	---------------	-----------	---------------

青森県告示第三十九号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項

(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船
底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた
ので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)
の規定により告示する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年二月二十七日から同年三月十日まで

備考

一 漁業種類 手繰第一種漁業

二 操業区域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ

直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における

青森県沖合海域

三 操業期間 平成二十九年四月一日から同年六月三十日まで及び同年九月一日か

ら平成三十年三月三十一日まで

四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 五隻

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東北建設株式会社

二 代表者の氏名 蛭沢 公洋

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二六)第二〇六七号

五 取消年月日 平成二十八年十二月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出
により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す
る。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭